

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

1 防災まちづくり

防災まちづくりにおいては次の点に特に注意することとする。

(1) 災害に強い市街地の形成

市街地の形成においては、災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮する。

(2) 風水害を予防する施設整備

治山、治水、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する。その場合は、災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにする。

(3) 建築物の安全確保（詳細は、震災対策編第2章第15節）

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画を実施することとする。

民間住宅の耐震化については、耐震診断の推進等により、耐震改修・建替の促進を図る。

(4) ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、上下水道、電話等の各ライフライン事業者は、洪水や地震に対する機能の確保に努めるとともに、災害発生時には、早期復旧できる体制を構築する。

(5) 危険物施設等の安全確保

発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取扱いをする危険物施設など災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設への安全確保指導を強化する。

(6) 液状化への取り組み

液状化への危険度が高い地域の調査を検討する。

2 災害に強い土地利用の推進

計画的な開発、環境整備を推進し、災害に強い土地利用を図る。

(1) 公園、緑地等の整備対策

市街地の公園、緑地、緑道等は災害時の避難路、避難地、消防活動等の拠点として果たす役割が大きく、計画的な整備及び維持管理を促進する。

(2) 浸水防除施設対策

宅地造成開発の指導、施設整備等により浸水対策を促進する。

ア 宅地造成の安全性の強化

市街地及びその背後地では、安全性の高い宅地造成が行われるよう適切な指導を実施する。

イ 下水道等の整備

市内の排水不良地区の解消等のため、都市下水路及び公共下水道事業、下排水路事業の整備促進を図る。

ウ 防災上重要な施設

駅など不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設の応急対策上重要な施設、災害時要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、風水害に対する施設の安全性の確保に配慮する。

(3) 土地利用に関する規制、誘導

市街地形成の誘導、建築の制限等により安全な土地利用を図る。

ア 安全な都市環境形成の誘導

市及び県は、安全な都市環境の形成を誘導するため、用途地域制度等の積極的な活用を図る。

イ 災害危険区域での建築行為の禁止等

(ア) 急傾斜地崩壊危険区域等の指定

急傾斜地崩壊危険区域等を災害危険区域として指定し、建築基準法に基づいてその区域内における住居の用に供する建築物の建築行為の禁止若しくは制限をする。

(イ) がけ地付近の建築物についての制限

建築基準法第40条に基づく条例の規定により、がけ地付近の建築物の建築行為の制限をする。

3 土砂災害等災害予防計画

土石流、地すべり、がけくずれの災害を防止するため、土砂災害危険箇所の現況を把握し、災害防止対策を推進する。

また、山地における災害と、農地及び農業用施設の災害を防止するための施設整備についても検討する。

(1) 地すべり防止対策

市域内においては、地すべりによる災害は梅雨期、夏季には特に災害発生が予想されるので、その防止対策を強力に推進する。

(2) 土砂災害等防災対策

関係機関等は、常に危険地域の実態の把握に努めるとともに、降雨期には地域住民と協力し、防災パトロール、排水等の応急対策が実施できる体

制を確立する。

ア 治山

市域内の山林は、281K㎡であるが、実態を把握し、山地の崩壊に起因する災害を防止するため、山腹崩壊地、荒廃溪流の復旧並びに崩壊危険地の予防事業を強化し、上流山地の土砂流出を防止する。

イ 保安林の整備・強化

市域内の土砂流出防備保安林は、全森林の12.4%が指定されているが、関係機関と協議して基本的な計画を作成し、長期的、総合的整備策の推進を図る。

(3) 急傾斜地崩壊防止対策

がけくずれ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめるために、事前措置として危険箇所の把握と防災パトロールを関係機関が協力し、定期的に年1回以上実施する。

(4) 農地及び農業用施設災害防止対策

規模が大きい地すべり、冠水、ため池整備や農地の侵食及び崩壊、用排水路等の農地防災事業について検討する。

4 風水害予防計画

風水害を防止し、又は拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的な実施、河川の維持管理、台風等の気象状況の早期把握、危険箇所の早期発見、住民への情報伝達体制の整備、適切な避難誘導等災害を未然に防ぐ活動体制を確立する。

(1) 水害の予防対策

ア 河川・海岸の維持管理

(ア) 河川・海岸巡視の実施

河川（水路含む）及び海岸の管理者は、日頃から高知県水防計画及び安芸市水防計画に基づき、河川堤防等の巡視に努め、危険箇所の早期発見及び海岸の不法使用等を取り締まり、河川等の良好な維持管理を図るとともに、危険と認められた箇所については、早急に応急対策を実施し、必要な修復をする。

また、異常降雨等により河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川については水防警報が発せられたとき、危険区域について堤防巡視を行うものとし、当該区域ごとに消防団員を配置するものとする。

(イ) 河川管理施設等の維持管理（ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め等）

河川管理施設等は、水位、流量、地形、地質、河川及び波等の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、安全を確保するための措

置を講ずる。

また、洪水を調節又は分流させる施設、治水上特に重要な内水排除施設又は高潮等の防止若しくは流水調整施設等の操作規則を定め、その維持管理の徹底を図る。

(ウ) ダム、堰、水門等の施設に危険箇所を認めた場合の措置

施設の危険箇所を発見したとき、並びに住民から通報を受けたときは、直ちに管轄する河川管理者及び施設管理者に通報する。

また、河川管理者から通知を受けたときは、住民及び施設管理者に通知する。

(エ) ため池、可動ゲート等農業用施設の維持管理

施設の管理者は、平常から点検、整備を十分行い、危険箇所の早期発見等所要の予防措置を講ずる。

(オ) 水防資機材の点検配備

水害の起こるおそれのある場合は、予め水防倉庫内格納資機材の点検を行い、出水状況に応じて水防作業に便利な位置に配備を行う。

イ 土砂災害の予防措置

土砂災害危険箇所等の巡視を行い、がけくずれ等による危険の早期発見に努める。土砂災害警戒情報等の情報を参考に避難勧告等の発令を行い土砂災害から人命を守る。

(2) 台風災害の予防対策

ア 火災の予防措置

第7節の火災予防計画に準ずる。

イ 家屋その他建築物の倒壊防止、緊急措置の徹底

家屋その他建築物の管理者に次の措置の徹底を図る。

(ア) 戸、窓、壁等には、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。

(イ) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱（つかえ柱）を取りつける、ロープを張る、大きな筋かいを打ちつける等の補強を行う。

(ウ) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。

(エ) 電灯引込み線がたるんでいないかを点検し、破損した物は直ちに電力会社に連絡する。

5 ライフライン等の対策計画

各施設管理者は、洪水、地震、津波に対する機能維持を図り、さらに応急復旧体制の整備を図る。

(1) 電力

- ア 水力発電設備、送電設備、変電設備、配電設備等については、平時から災害を考慮した対策を講ずる。
- イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- ウ 災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車等）を確保するとともに、緊急時の輸送体制を整備する。
- エ 避難施設、公共機関、病院等への優先復旧について計画を策定する。
- オ 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

（２）ガス

- ア LPガス容器について、転倒流出防止措置及びガス漏えい防止措置を実施する。
- イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

（３）上水道

- ア 管路の耐震化を図る。特に防災上重要施設について重点的に整備を図る。
- イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- ウ 災害時に必要な応急給水に使用する給水タンク、その他資機材等の整備を図る。
- エ 施設、設備の管理図書の分散、整備を図る。

（４）下水道

- ア 特に重要な管路や処理場については、バックアップ機能の導入を検討する。（施設の複数化や雨水管渠の活用等）
- イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- ウ 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保する。
- エ 施設、設備等の管理図書の分散、保管を図る。

（５）通 信

- ア 通信施設の建設に際しては、災害を考慮した対策を講ずるものとし、主要な伝送路は多ルート化を図る。
- イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- ウ 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保する。
- エ 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

6 火災予防計画

火災の防止のため、市及び防災関係機関は、火災に強いまちづくりや防火管理の徹底等火災予防の充実強化を図る。

（１）火災に強いまちづくり

ア 防災空間の整備

大規模火災発生時に避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点とな

る幹線道路や都市公園等の整備を図る。

イ 建築物の不燃化の推進

防火地域や準防火地域の指定による、防火に配慮した土地利用を進めるとともに一般建築物や公共施設の耐震性能・防火性能の向上を推進する。

(2) 建築物の火災予防

建築物の出火防止及び初期消火の徹底を図る。

ア 市域内の建築物について予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備の整備、耐震性の強化について改善指導する。

イ 防火管理制度の推進

建築物の所有者に対し、防火管理者を活用する等、防火管理上の必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(ア) 消防用設備等の設置及び定期点検等による適正な維持管理の徹底

(イ) 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

(3) 防火思想普及啓発

住民、事業所に対し、全国火災予防週間、防災週間、建築物防災週間等の中で、幅広く防火思想の普及啓発等を行うとともに、地域において防災訓練等を実施し、避難の方法や基本的な防火用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(4) 消防力の強化

ア 大規模な火災に備え、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

イ 消防団、自主防災組織の育成に努め、地域防災力の向上に努める。

(5) 火災気象通報

県から火災気象通報の伝達を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

広報車等を活用して、住民に対し、火災警報が発令された区域内にいる者は、火災警報が解除されるまで、安芸市火災予防条例で定める火の使用制限に従うよう火災警報の発令を広報する。

ア 安芸市火災予防条例による使用制限

(ア) 山林、原野等において火入れをしないこと。

(イ) 煙火を消費しないこと。

(ウ) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

(エ) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

(オ) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

(カ) 屋内において裸火を使用するときは、窓・出入口等を閉じて行うこと。

(6) 警報発令の基準

ア 実効湿度が60%以下で、最小湿度40%を下回り、最大風速が7 m/sを超える見込みのとき。

イ 平均風速10 m/s以上の風が1時間以上吹く見込みのとき。

(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

7 林野火災予防計画

林野火災の発生を未然に防止するため、林野に対する愛護精神の高揚、予防思想の普及に努めるとともに、林野巡視の強化、防火施設の整備等林野予防対策を推進し、健全な森林の保全を図るため、林野火災の予防について次のとおり定める。

(1) 林野火災予防思想の普及、啓発

住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には、標識等により住民の注意を喚起するとともに、喫煙所、吸い殻入れ等を設置する。

また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて住民に強く防火思想の普及、啓発を図る。

(2) 林野巡視

林野火災の未然防止及び早期発見を図るための森林保全巡視員を設置し、林野火災の多発時期には、巡視を強化するとともに、指導啓発をあわせて行う。

(3) 森林経営計画等による予防施設の整備

森林経営計画の樹立にあたっては、地域の実態に即した防火施設(防火線、防火樹帯、防火道、防火用水)の整備を加味した施業方法を取り入れ、被害の防止を図る。

(4) 林道網等の整備

林野火災の初期消火作業にも十分活用でき、また防火線としての効果も発揮できる林道網の整備を図る。

(5) 防火用水の整備

各種事業の工作物と自然水を防火用水として活用できるよう整備する。

(6) 予防機材等の整備

林野火災の発生の危険性の高い地域に予防機材、初期消火機材等の配備を図る。

(7) 林野所有（管理）者に対する指導

市は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発時期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導するものとし、火入れに際しては、森林法に基づいて実施し、消防機関及び隣地所有者との連絡を十分にとり、安全を期するよう指導する。

8 危険物等災害予防計画

石油類、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害を防止するため、次の予防対策を推進する。

(1) 危険物施設等の状況

市内に設置されている危険物施設の設置状況は、付属資料のとおりである。

(2) 施設の安全化指導

危険物による災害の発生及び被害の拡大を防止するため、これら危険物の安全化について、関係消防機関等と連携し指導する。

(3) 保安教育及び訓練の実施

危険物の製造者、取扱者、危険物の施設管理者、従業員に対し、保安管理技術の向上を図るため、関係消防機関等と連携し講習会等を実施する。

危険物の製造者、管理者は、自主的な保安教育計画を作成し、これに基づく従業員に対する保安教育の実施を図る。

(4) 設備、資機材等の整備

危険物の製造者、管理者は、危険物火災等に対応するため、化学消火剤等の設備、資機材等を備蓄するよう努める。

9 大規模災害対策5ヵ年計画

大規模災害に備え、緊急に整備すべき施設等の整備計画は、「安芸市大規模災害対策5ヵ年計画（平成29年度～平成33年度）」（平成29年5月10日改定）に定めるところによる。

第2節 地域防災力の育成

防災教育等を通じた防災知識の普及と、実践的な防災訓練の実施を進めることにより「自らの安全は自ら守る」ひとづくりを図る。

自主防災組織を育成し、消防団を中心とした地域防災力の向上を図る。特に、災害時要配慮者の特性や被災時の男女共同参画の視点に立って、地域の多様な視点等を反映した地域づくりを実施する。

また、ボランティア等自発的な支援への環境整備を図る。

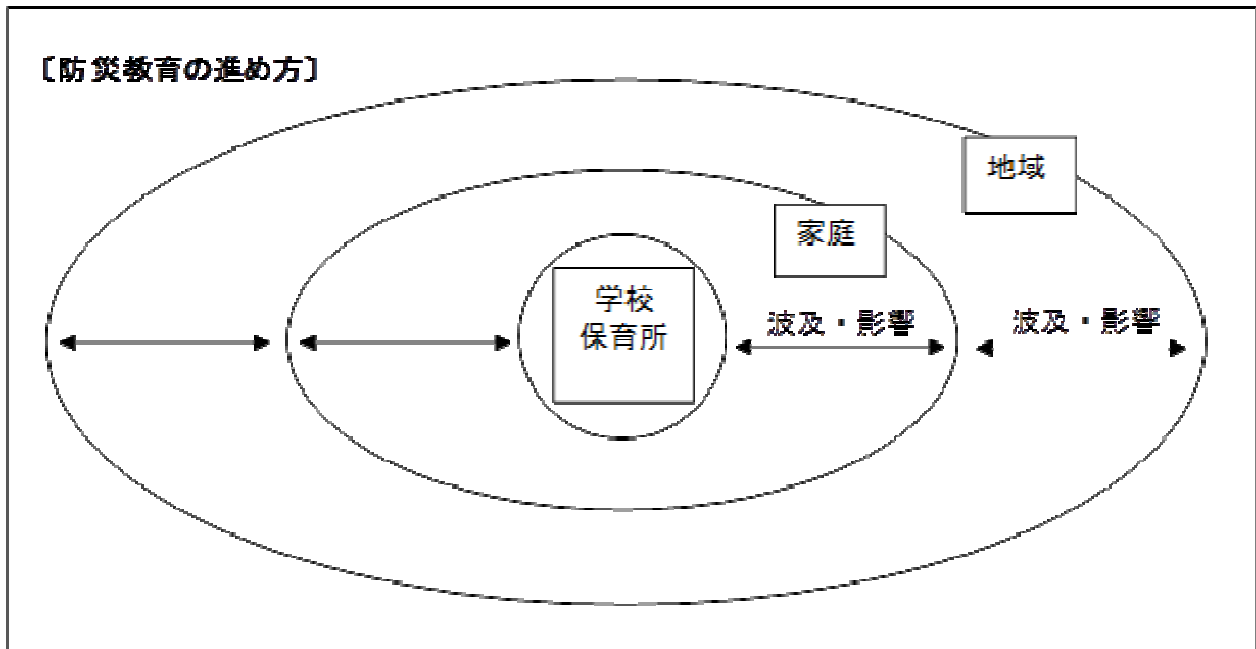
1 防災知識の日常化

(1) 防災教育の実施

市民全体が防災に関する知識を常識として持つための取り組みを進める。

ア これから社会の中心となる若い世代を中心とし、防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進する。

イ 学校（保育所）現場での取り組みを家庭、地域へと広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で防災教育を進めることにより、市全体の防災力の向上を図る。



ウ 発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発を推進する。

エ 学校（保育所）、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進する。

オ 民間幼稚園等も含め教職員、保育士の防災研修を推進する。

(2) 災害教訓の伝承

- ア 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
- イ 災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
- ウ 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する者とし、住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

(3) 防災に関する広報の実施

- ア 市及び防災関係機関は、自ら実施する取り組みや住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し、実施する。
- イ 広報内容の例

- (知識)
 - 各機関の実施する防災対策
 - 災害の基礎知識
 - 地域の災害特性・危険場所

- (災害への備え)
 - 避難場所や避難経路の確認
 - 家具等の固定、家屋・塀・擁壁等の安全対策
 - 防災訓練、地域の自主防災組織活動への参加
 - 2～3日分の食糧、飲料水、物資の備蓄
 - 非常持ち出し品（懐中電灯、ラジオ等）の準備

- (災害時の行動)
 - 身の安全の確保方法、救助、応急手当の方法
 - 要配慮者への支援
 - 情報の収集方法

(4) 危険物を有する施設等における防災研修

危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進する。

(5) 防犯の視点を取り入れた防災研修

被災地において、窃盗などの犯罪の多発が予想されることから、自主防災組織等に対して、被災地での犯罪事例の紹介や犯罪活動のノウハウ取得などに関する防災研修を推進する。

2 実践的な防災訓練の実施

地域の災害特性を考慮し、実状に応じた実践的な防災訓練を実施する。
訓練後には地域防災計画の点検や評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行う。

(1) 初動体制の確立訓練の実施

災害発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施する。

(2) 現地訓練の実施

災害発生時に実際に行うことの検証を目的として、現場訓練を実施する。
この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要配慮者に十分配慮し、地域において災害時要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

また、関係機関や関係者との連携を十分に考慮して実施する。

(3) 情報収集・伝達等に関する訓練の実施

情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及び取りまとめ、収集情報の広報を目的に訓練を実施する。

(4) 図上訓練の実施

様々な被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を住民及び関係機関と連携し、実施する。

3 自主的な防災活動への支援

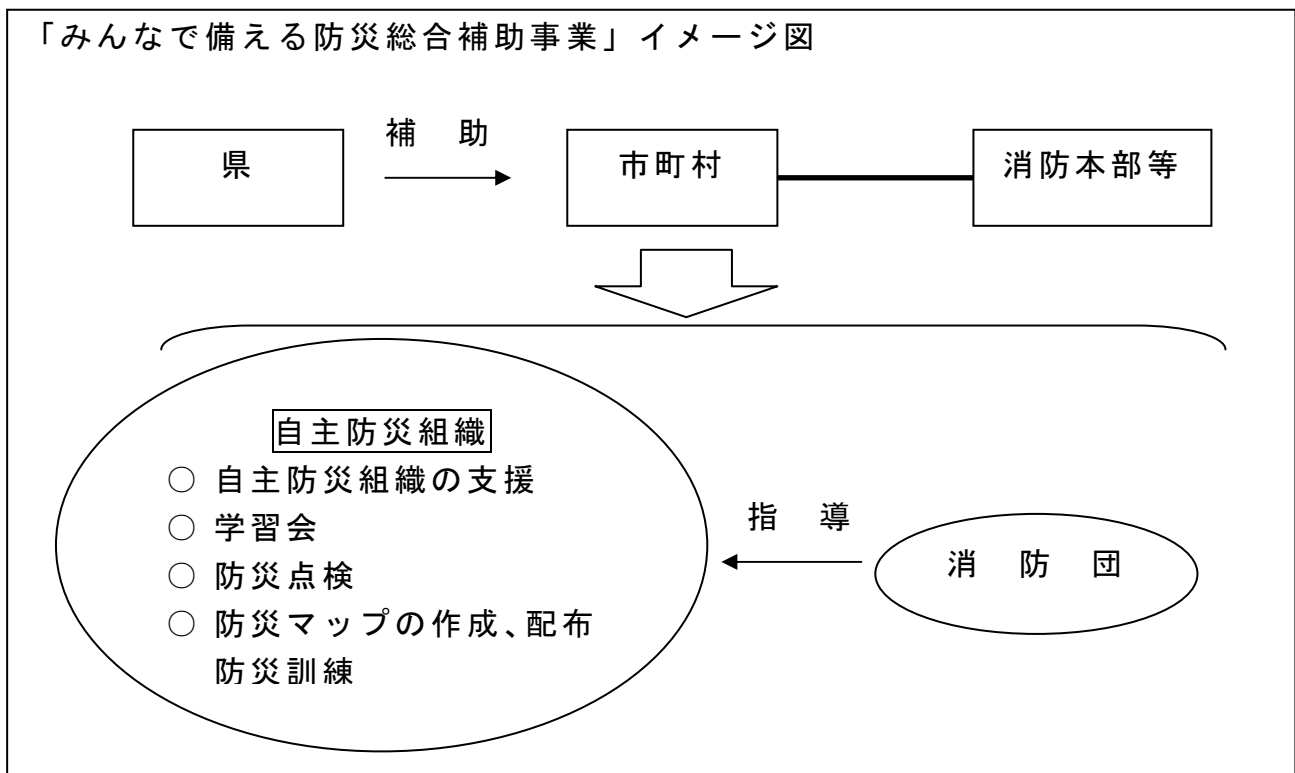
災害から命を守るためには、「自らの安全は自ら守る」という意識のもとに、住民自らが自主的に身を守る行動をすることが重要となる。

そのため、地域住民又は施設関係者等による自主的な防災活動への支援を行う。

(1) 自主防災組織の育成

地域ごとの自主防災組織の設立や研修、訓練に対して支援を行う。

「みんなで備える防災総合補助事業」イメージ図



(2) 自主防災活動のリーダーの育成

地域での自主的な防災活動のリーダーとなる者を対象とし、研修を実施する。

(3) 自主防災組織の育成手法

ア 地域の危険性に関する情報（被害想定、危険箇所等）の提供

イ 自主防災組織の必要性についての広報

ウ 防災訓練、研修会等の実施への支援

エ 活動拠点施設の整備支援

(4) 自主防災組織の役割と活動内容

ア 自主防災組織の役割

自主防災組織の「重要な役割」として欠かせないもの

○地域で起こる災害について正しい知識を広める取組み

○災害発生時に安全に避難する取組み（詳細は第3節 4）

○高齢者等要配慮者への支援

イ 自主防災組織の活動

上記「重要な役割」以外の取組みは、自主防災組織で話し合っ、どの活動を行うのか決める

(ア) 平常時の活動

- 災害時に関する知識の普及
- 地域における危険箇所の把握と周知
- 地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知
- 防災訓練の実施
- 高齢者、障害者等要配慮者の把握
- 家庭における防災点検の実施
- 情報収集、伝達体制の確認
- 物資（防災資機材、非常食、医薬品等）の備蓄、点検

(イ) 災害時の活動

- 集団避難、要配慮者の避難誘導
- 地域住民の安否確認
- 救出、救護
- 初期消火活動
- 情報の収集、伝達
- 給食、給水の実施及び協力
- 避難所の運営に対する協力

(5) 自主防災組織と消防団連携

自主防災組織と消防団との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。

(6) 自主防災組織と防犯活動団体の連携

防災訓練や研修などを通じ、自主防災組織と防犯活動団体との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。

4 事業所による自主防災体制の整備

事業所は、災害時に顧客の安全を確保する等の社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自主防災組織の育成に努める。

(1) 災害時に事業所が果たす役割

- ア 従業員、顧客の安全確保
- イ 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力
- ウ 事業の継続
- エ 二次災害の防止

(2) 事業所の自衛防災組織の活動

- ア 平常時の自衛防災組織の活動
 - (ア) 防災訓練の実施
 - (イ) 施設及び設備等の整備
 - (ウ) 従業員の防災に関する教育の実施

- (エ) 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
- (オ) 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力
- イ 災害時の自衛防災組織の活動
 - (ア) 情報の収集・伝達
 - (イ) 避難誘導
 - (ウ) 救出・救護
 - (エ) 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力
- (3) 県及び市の支援

県及び市は、事業所が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）策定やその他の防災活動に資する情報提供等を進める。

5 災害時要配慮者対策

災害発生時に身を守るために支援が必要な者への支援の検討を進める。

また、対策を進めるにあたっては本人の意志、プライバシーの保護、災害時要配慮者の特性及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への留意が必要となる。

○災害時要配慮者とは

災害発生時に身を守るために支援が必要な者を「災害時要配慮者」とする。

災害時要配慮者の範囲としては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等で次のような者である。

- ①要介護状態や障害等の理由により、発生時の避難行動に支援が必要な者
- ②避難途中に障害等を負い、避難支援が必要となった者
- ③避難後に避難所等での生活に支援が必要となった者
- ④防災知識の習得が困難な者

○上記のうち、在宅等で①に該当する者を「避難行動要支援者」といい、その避難支援を行うために市が作成する名簿を「避難行動要支援者名簿」という。また、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害時に避難行動要支援者の避難を支援する者を「避難支援等関係者」という。

(1) 在宅等の避難行動要支援者等への支援

ア 避難行動要支援者

下記の条件を有する在宅等の者を避難行動要支援者として、避難行動要支援者名簿に登録する。

- (ア) 介護保険の要介護3以上の者
- (イ) 身体障害者（身体障害者手帳1・2級）で支援を要する者
- (ウ) 知的障害者で支援を要する者
- (エ) 精神障害者で支援を要する者
- (オ) 難病患者で支援を要する者
- (カ) 65歳以上の者のみの世帯で支援を要する者
- (キ) 妊産婦及び乳幼児で支援を要する者
- (ク) その他の支援を要する者

イ 避難行動等関係者

避難行動要支援者の避難を支援する者で、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者を避難支援等関係者とする。

ウ 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する下記の事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) その他市長が必要と認める事項

エ 避難行動要支援者名簿情報の提供

避難行動要支援者本人からの本人の同意を得て、災害時に避難行動要支援者の避難を支援する「避難支援等関係者」に平常時から台帳情報を提供する。

また、現に災害が発生し、又は発生のおそれがあり避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、市は本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、台帳情報を避難支援等関係者に提供することができる。

オ 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくこととする。

カ 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及び入手方法

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、避難行動要支援者を把握するため、市の関係部署で把握している情報の集約に努める。また、市が把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成に必要と認められる時は、県知事その他の者に対して、情報提供を求める。

キ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者

の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する仕組みを構築し、台帳情報を最新の状態に保つ。

ク 避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置

平常時に避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するために以下の措置を講じる。

- (ア) 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- (イ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられることを十分に説明すること。
- (ウ) 施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿を保管するように指導すること。
- (エ) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- (オ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体の場合、その団体内で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定すること。
- (カ) 避難行動要支援者名簿情報の取扱状況を報告させること。
- (キ) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報への取扱に関する研修を開催すること。

ケ 避難行動要支援者が円滑に避難するための立退きを行うための通知又は警告の配慮

避難行動要支援者が円滑に避難するため又は避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、通知又は警告の発令及び伝達にあたっては、以下の事項を配慮する。

- (ア) 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により一人ひとりに的確に伝わるようにすること。
- (イ) 障害の状況に応じて情報伝達の方法が異なることに留意すること。
- (ウ) 外国人に対する情報提供について検討する。

コ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は避難行動要支援者の避難を支援するが、避難支援等関係者本人や家族等の生命、身体を守ることが大前提となる。

サ 地域住民による支援

自主防災組織などで避難行動要支援者とともに避難する計画を検討する。

シ 市及び防災関係機関における支援体制の確立

- (ア) 避難行動要支援者の所在の把握
- (イ) 災害発生時の避難支援
- (ウ) 災害発生時の避難誘導、安否確認及び救出
 - 避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行なうため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティアなどの多様な組織等と連携して、消防団を中心とした情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援計画等の避難誘導体制を整備する。
 - 消防本部や警察と連携して避難誘導や救出の体制を整備する。
- (エ) 平常時及び災害発生時の情報提供
 - 障害のある者に防災知識を普及する方法について検討する。
 - 緊急時の連絡方法について検討する。
 - 外国人に対する情報提供の方法について検討する。
- (オ) 長期の避難
 - 避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居について、災害時要配慮者に配慮した計画を策定する。
- (2) 社会福祉施設に等における防災対策
 - ア 実態把握と継続的な防災対策
 - (ア) 安全対策シート等により施設の防災対策の実態を把握する。
 - (イ) 実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理のうえ、防災対策マニュアルを整備し、防災対策に取り組む。
 - (ウ) 職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、職員全体が参加した防災対策に継続的に取り組む。
 - イ 施設・設備の安全確保対策
 - (ア) 施設の耐震化に努める。
 - (イ) 高台への移転や建て替えを検討する。
 - (ウ) 立地環境、建物の構造及び入居者の状況等を踏まえた適切な安全確保対策を実施する。
 - 火災報知器、スプリンクラー、緊急地震速報受信機等の整備
 - 非常用電源、備蓄物資及び防災用資機材の設置場所の嵩上げ等
 - 垂直避難のための器具、救難艇、ライフジャケット等の整備
 - その他法令等で定める設備
 - (エ) 安全管理に努める。
 - 危険物の管理
 - 家具、書棚等の転倒防止対策

ウ 施設入所者の避難対策

(ア) 地域の災害特性の把握

施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努める。

(イ) 施設入所者の避難計画の作成

○夜間、休日における災害の発生や状況によっては2度避難することを想定する等、現実的な避難誘導計画を防災マニュアル等の中で作成する。

○夜間の勤務者数での訓練等実践的な避難訓練を実施する。

○災害時に職員が的確な判断ができるよう図上訓練を実施する。

○消防団や自主防災組織等と連携した避難体制づくりを進める。

エ 長期的な避難と広域連携

(ア) 入所者等一人ひとりについて、他事業所へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備する。

(イ) 広域的な避難に備え、県内及び他の都道府県の同種又は類似の施設との相互の避難と受け入れに関する災害協定の締結に努める。

オ 介護職員等の応援派遣体制・受援体制の整備

(ア) 避難生活の長期化に備え、介護職員等の応援派遣体制の整備に努める。

(イ) 各施設は、他事業所等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努める。

カ 防災関係機関との連携

(ア) 市は、災害時要配慮者入所施設等の被災状況を想定し、防災関係機関及び施設管理者との連絡体制を確立する。

(イ) 消防機関は、施設の安全確保対策、避難対策について指導・助言を行う。

6 消防団を中心とした地域の防災体制

消防団の活動能力の向上を図るため、団員確保等の体制整備、教育訓練及び活動環境の整備を行う。また、消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進める。

(1) 体制整備

青年層・女性層の消防団への参加を促進する等により消防団員の確保を図る。

(2) 教育訓練

消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防

災啓発や訓練指導の活動が増加していることから、指導者としての力量を高める教育を行う。

(3) 環境整備

消防団の施設・装備を充実し、活動環境の整備に努める。

被雇用者（サラリーマン）消防団員の消防団活動を整備するため、勤務時間中の災害出動等について、事業所の理解・協力が得られるように努める。

(4) 住民に対する消防団活動の周知

市広報紙等を活用し、消防団活動の周知を図る。

(5) 自主防災組織との連携

消防団は地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たす。

7 自発的な支援への環境整備

大規模災害時には、本来なら自らが実施すべきことが、被災したために、実施できなくなる場合があり、そうした場合には、被災していない者やボランティア等の自発的な支援が被災した者たちの大きな助けとなる。こうした自発的な支援の環境整備を進める。

(1) 関係者相互の連携の強化

NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社、行政等災害発生時に連携する必要がある関係者で、定期的に、災害発生時の役割分担等応急対策事項に関して協議を行う。

(2) 自発的な支援を担う人材の育成

ボランティアリーダーやボランティアコーディネーター等自発的な支援を担う人材の育成を行う。

(3) ボランティアの受入れと活動支援

災害発生時に設置する「ボランティア活動支援本部」の体制を整備する。

ボランティア活動本部

○組織員（市、県、日本赤十字社高知県支部、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等）

○活動内容

行政の災害対策本部と連携し、次の活動をする。

- ・ ボランティアの要請、受入れ、登録
- ・ ボランティアに対するニーズの把握
- ・ ボランティアに対する情報提供
- ・ 活動の調整、指示

・活動に必要な物資の確保と配布

(4) ボランティアの活動拠点

市は、災害時に備え次の計画を策定する。

- ア ボランティア活動のための拠点のあっせん又は提供
- イ 必要な資機材の貸し出し

(5) 日本赤十字社高知県支部

日本赤十字社高知県支部は、次の活動を推進する。

- ・防災ボランティア組織の育成強化
- ・訓練の実施
- ・ボランティアの事前登録
- ・他団体と連携した各種防災活動への協力

(6) (社福) 高知県社会福祉協議会

(社福) 高知県社会福祉協議会は、次の活動を推進する。

- ア 市町村の災害ボランティアセンター設置・運営に向けた体制強化の支援
- イ 県域における災害ボランティア関係団体の連携体制の構築
- ウ 高知県災害ボランティア活動支援本部設置・運営に向けた体制強化

第3節 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

防災施設管理者、住民、市の役割を明らかにして避難対策の基本的な方向を示す。

1 防災施設の限界と避難開始の時期

災害に対する防災施設の限界と、限界を越えた場合に被害の及ぶ範囲を明らかにし、住民が安全に避難できる基準づくりを進める。

(1) 防災施設の限界点

ア 防災施設の管理者は、防災施設の限界点を設定するよう努める。

イ 防災施設の限界点の考え方

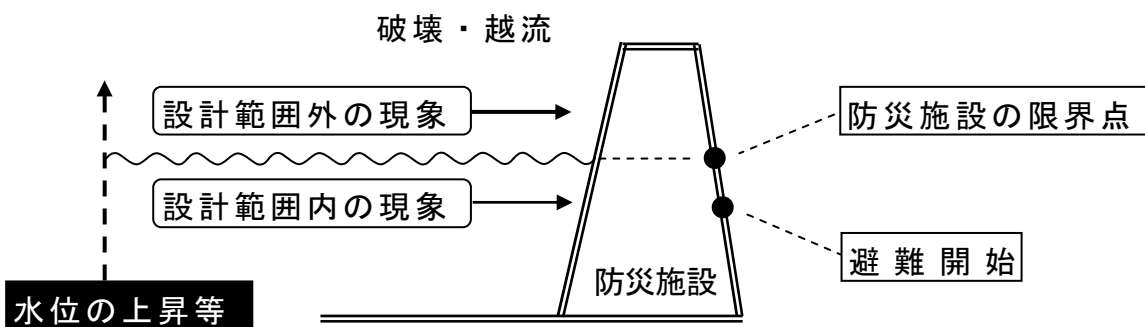
自然現象が、施設の防御能力を超えることで災害は発生する。施設で防ぐことができなくなるときの災害の大きさ（水位等）について、日常から把握しておくとともに関係機関、消防団及び地域住民に周知し、施設が限界に達する前に住民が安全に避難できるようにする。

防災施設の
限界点

防災施設の設計範囲を超える現象が起き、災害発生の危険が高まる極限点を「防災施設の限界点」に設定する。

避難開始点

防災施設の限界点に達する手前の段階で設定する。



(2) 被害の及ぶ範囲

防災施設の管理者は、被害の及ぶ範囲を明らかにするよう努める。

(3) 避難開始の基準

ア 防災施設の管理者は、避難開始の点を設定するよう努める。

ため池等農業用施設	施設ごとの避難開始条件の設定
土砂災害防止施設	警戒避難基準雨量の設定
海岸保全施設	高潮・波浪に対する避難開始条件の設定
河川堤防等	避難勧告基準水位の設定
道路	交通規制開始雨量の設定

イ 避難開始の時期がわかりやすい表現

防災施設の管理者は、雨量や水位等を使って、住民にもわかりやすい表現で避難開始の時期を示す。

2 危険性の通知

防災施設の危険性に関する情報について、日常と緊急時における情報提供のあり方について基本的な方向を示す。

(1) 事前の通知

市は、施設管理者から施設の限界点と避難開始等の危険性に関する情報を把握するとともに、対象となる地域の住民に周知する。

(2) 緊急時の情報提供

ア 施設管理者は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがあり、避難開始点に達することが予測される時は市等関係機関に通知するものとする。

イ 施設管理者は、自動的に、直接住民に避難開始を知らせる設備や、住民が避難開始の時期を読み取れる設備等の整備を進める。

3 避難を可能にするサインの整備

日常時と緊急時に避難開始時期等を知らせるサインの整備を進める。

(1) 日常から危険性を知らせるサイン

ア サインの種類（例示）

(ア) 標識

(イ) 避難開始時期を印した水位表示板等

(ウ) 過去の災害を伝える津波の碑等のモニュメントや浸水位表示柱

(エ) ハザードマップ等啓発用資料

イ サインに含めるべき内容（例示）

(ア) 危険性があることの警告

(イ) 災害に関する知識

(ウ) 避難開始の時期

(エ) 被害の及ぶ範囲

(2) 避難場所を知らせるサイン

ア サインの種類 (例示)

- (ア) 避難場所を示す標識
- (イ) 避難誘導標識
- (ウ) 夜間に発光する誘導灯や表示板

イ サインに含めるべき内容 (例示)

- (ア) 避難場所の所在地・名称
- (イ) 避難経路

(3) 避難の開始を知らせるサイン

ア サインの種類 (例示)

- (ア) 防災行政無線や可変道路標示板等施設管理者が状況を判断してから通知するための施設
- (イ) 水位と連動したサイレン等避難開始を自動的に知らせる設備
- (ウ) 住民が避難開始時期を読み取れる水位表示板等の標識

イ サインに含めるべき内容 (例示)

- (ア) 避難開始時期の到来
- (イ) 安全な避難の実施に必要な事項

4 自主的な避難

住民は、災害から安全に避難できるよう、避難開始のサインづくりや避難方法の検討に取り組む。

(1) 避難方法についての話し合い

ア 住民は、自主防災組織の取組み等を通じ、次のような取組みを進める。

- (ア) 地域の災害についての正しい知識の取得
- (イ) 地域の危険箇所の調査
- (ウ) 緊急避難場所の検討
- (エ) 避難経路の検討
- (オ) 要配慮者と一緒に避難する計画づくり

イ 住民は、市の避難誘導計画づくりに参画するものとする。

(2) 避難開始のサインづくり

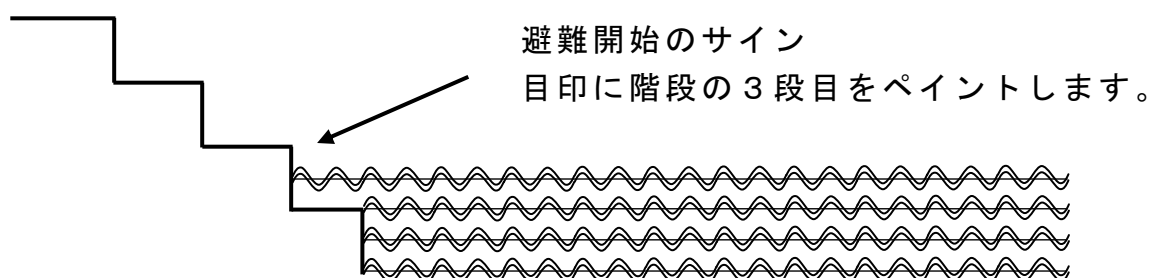
ア 避難開始のサインとは

- (ア) 現在の科学技術では、土砂災害の発生等を予測することは困難である。行政が科学的に避難開始時期を示せるケースは少ないので、住民はいつ避難を始めたら間に合うのか分からない。
- (イ) 行政は、観測機器の整備を進めているが、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民の方がはるかに早く、正確に危険を察

知することができる。

(ウ) 住民が自らの経験等から決める避難開始の基準を「避難開始の目安」とし、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民が自らの判断で避難する取組みを進めようとするものである。

(例) 避難開始のサイン「〇〇川の階段の上から3段目が浸かったら」



ア 住民は自主防災組織の取組み等を通じ、避難開始のサインづくりを進める。

(ア) 過去に起きた災害の体験等から住民同士で話し合っ避難開始のサインをつくる。

○災害の体験等

- ・過去の洪水の浸水位、雨量
- ・土砂災害が起きたときの雨量
- ・津波浸水位置を示す石碑
- ・災害の前兆現象（沢の濁りや落石等）
- ・防災関係機関の助言
 - 河川等の施設管理者の助言
 - 防災関係機関の調査（津波浸水予測等）
 - 気象警報
 - 土砂災害警戒情報

(イ) 避難開始のサインは、地域に周知する。

(ウ) 災害時に確認するための「サイン」を、水路等に取り付ける。

イ 市及び防災施設の管理者は、住民のサインづくりを支援する。

(ア) 避難開始のサインの設定に対する助言

(イ) 「サイン」取り付けへの協力

5 避難計画

市は、避難計画を予め策定する。

(1) 住民との話し合い

ア 地域の危険性の周知

防災マップ等を活用し、地域住民に災害の特性を説明する。

○洪水、土砂災害危険箇所、津波浸水予測等

イ 緊急避難場所の選定等

市は、住民の意見を反映して緊急避難場所の選定等を行う。

○緊急避難場所の選定

○避難経路

○住民等への連絡方法

○その他必要な事項

(2) 避難計画の作成

ア 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

市は、防災情報協力員を設ける等により、被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努める。

イ 警戒を呼びかける広報活動

市は、災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定に努める。

市は、気象警報、土砂災害警戒情報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等について予め検討する。

ウ 避難勧告等の判断基準

(ア) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

市は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成に努める。なお、避難勧告等の発令基準については、水位・雨量・潮位等の数値や警報・土砂災害警戒情報の防災情報を用いた客観的・具体的な基準とする。

(イ) 施設管理者の助言

防災施設の管理者は、市の避難勧告等の基準に対し助言を行う。

(ウ) 避難勧告の発令基準

土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害警戒箇所において次のような兆候が消防団、住民等により確認され、市に通報があった場合に、情報を総合的に判断して避難勧告を発令する。

○がけ等の小石がパラパラと落ちる。

- 山の斜面に亀裂ができる。
- 普段から出ている湧水に以下のような異常が見られる。
 - ・急に量が増える。
 - ・急にかれる。
 - ・急に濁る。
- 地鳴りがする。
- その他の土砂災害の兆候がみられるとき。

エ 消防団による避難誘導の計画

市は、消防本部と連携し、消防団による住民の避難誘導の計画を作成するよう努める。

オ 土砂災害警戒区域の指定がある場合

(ア) 市は、土砂災害警戒区域ごとに、情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要事項を定め、地域防災計画に記載するとともに、警戒避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布等により周知する。

(イ) 市は、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の災害時要配慮者が利用する施設がある場合には、当施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

カ 市は、ア～オを避難計画としてまとめ、住民及び関係機関に周知する。

(3) 消防本部・警察署との連携

ア 消防本部

(ア) 市の避難計画作成を支援する。

(イ) 市の避難計画と整合のとれた消防職員の活動を計画する。

イ 警察署

市の避難計画を把握し、整合のとれた支援策を検討する。

(4) 避難訓練の実施

市は、消防本部と連携し住民と消防団による避難訓練を実施する。

(5) 避難についての広報

市は広報紙等により避難計画を周知する。

6 避難体制の整備（別表1～3）

市は、緊急的な避難や長期間の避難に対応できる避難場所（津波避難タワー等）の整備等を進める。

(1) 一時的な避難

ア 避難の原因に応じた避難場所を選定する。

避難場所選定の基準

- 避難者一人当たりの面積が、概ね1㎡以上であること
- 昼間人口も考慮し要避難地区のすべての住民を収容できること
- 危険な地域を避けること
 - ・土砂災害、浸水等が予測される地域
 - ・危険物等が備蓄されている施設の付近等
 - ・耐震性が確保されていない建物の付近等
 - ・その他

(火災に対する避難場所)

- 耐火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m、耐火建築物からは50m以上離れていること

イ 避難場所へ通じる避難路を選定する。

避難路の選定基準

- 危険のない所
 - ・土砂災害、浸水等が予測されていない地域
 - ・延焼の危険性のある建物や危険物施設が近くにないこと
 - ・地下に危険な埋設物がないこと
 - ・耐震性の確保されていない建物が沿線にないこと
- 自動車の交通量がなるべく少ないこと
- 避難場所まで複数の道路を確保すること
- 避難路は相互に交差しないこと

ウ 地域住民の参画

避難場所や避難路の選定は、地域住民の参画を得て行う。

エ 広域避難場所

(ア) 大規模な市街地の火災により生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。

(イ) 広域避難場所と避難経路の指定基準

(広域避難所)

- ・広い面積を有する場所であること以外は緊急避難場所と同様

(避難経路)

- ・基本的に2車線で歩道を有する道路

オ 避難誘導や避難場所のサインの設置を推進する。

(ア) 避難所(場所)を示すサイン、案内板の設置

- (イ) 避難場所へ誘導するサインの設置
- (ウ) 誘導灯等夜間に確認できるサインの設置

(2) 長期的な避難

- ア 一定期間の避難生活ができる施設を避難所に選定し、指定する。
長期的な避難所選定基準

- 耐震構造有する等安全な建物であること
- 避難者一人当たりの面積が、概ね2㎡以上であること
- 水や食糧の供給が容易で、トイレの利用ができること

- イ 避難所の運営方法について予め定めておく。

- (ア) 避難所の管理運営に関すること
- (イ) 避難住民への支援に関すること

- ウ 避難所に必要な施設・設備・機器の整備に努める。

- (ア) 市で整備できない品目については、関係機関と応急支援に関する協定の締結により対応する。

- (イ) 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、洋式トイレ、テレビ、ラジオ、ポータブル発電機、炊き出し用機器、LPガス等

- エ 災害時要配慮者に配慮して、福祉避難所の確保の他、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等の避難所としての借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。

(3) 応急仮設住宅供給体制の整備

- ア 建設可能な用地を把握しておく。
- イ 建設に要する資機材について調達計画を作成する。
- ウ 関係団体と連携し、供給可能量等を把握しておく。

(4) 防災上重要な施設の避難計画

防災上重要な施設の管理者は次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知すると同時に訓練を実施し万全を期す。

- ア 学校

- (ア) 地域の特性等を考慮する。

避難の場所、避難経路、避難誘導、指示伝達の方法

- (イ) 義務教育の生徒を集団的に避難させる場合を想定する。

避難路の選定、収容施設の確保並びに保健・衛生及び給食等の方法

- イ 教育行政機関

義務教育の生徒を集団的に避難させる場合を想定する。

避難路の選定、収容施設の確保並びに保健・衛生及び給食等の方法

- ウ 病院

患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定する。

収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生、入院患者に対する実施方法

- エ 興行場、駅、その他不特定多数の者の利用する施設
多数の避難者の集中や混乱に配慮した避難誘導計画

第4節 災害に備える体制の確立

市及び防災関係機関は、災害の発生が予測されるとき、又は災害が発生したときにおいて、迅速な初動活動体制の確立や、効率的な災害応急対策、復旧活動の推進が図られるよう、平時から防災活動体制の整備、充実に努める。

1 災害対策本部

(1) 安芸市災害対策本部の設置及び解散

ア 設置

安芸市災害対策本部は、災害対策基本法第23条のこの規定に基づき、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、安芸市防災会議の意見を聞いて設置するが、緊急を要するときは、市長(本部長)の判断により設置できるものとし、その基準は、概ね次のとおりとする。なお、安芸市水防計画による「安芸市水防本部」は、災害対策本部が設置された場合は統合されるものとし、その分掌事務を処理する。

- (ア) 災害が広範な地域にわたり、又は拡大するおそれがあるとき。
- (イ) 安芸市に暴風、大雨、洪水、高潮及び津波の警報が発令され、応急対策の必要が認められたとき。
- (ウ) 地震時の設置については震災対策編第3章災害応急対策計画において定める。
- (エ) 災害救助法が適用される災害が発生したとき。
- (オ) 災害の種類、状況等により、関係機関が協力し組織的に災害応急対策を実施する必要があるとき。
- (カ) 大規模地震対策特別措置法に基づき内閣総理大臣から警戒宣言が発令されたとき。

イ 災害対策本部の設置場所等

- (ア) 本部は防災センターに置く。
- (イ) 本部設置にあわせ、情報収集・伝達及び災害復旧を円滑に実施するため、当該地域の公共施設に、地区防災の拠点として現地災害対策本部を設置することができるものとする。

ウ 解散

本部長は、次の要件に該当するときは、本部を解散する。

- (ア) 災害が発生するおそれ、若しくは拡大するおそれがなくなったと認められたとき。
- (イ) 災害発生後における、災害応急対策が概ね完了したと認められたとき。

エ 設置及び解散の通知

本部長は、災害対策本部を設置し、又は解散したときは、直ちにその旨を通知及び公表する。

オ 本部の標示・腕章

(ア) 本部室には、「安芸市災害対策本部」の標示をする。

(イ) 本部長、副本部長及びその他の職員は災害応急活動に従事するときは腕章（別表7）又は防災服（ベスト）を帯用する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
市防災会議	文書又は有線電話	総務部総務班長
各 部 班	庁内放送、又は有線電話	〃
県本部又は支部	防災行政無線電話、又は有線電話	〃

(2) 安芸市災害対策本部の設置、組織、運営及び所掌事務等

安芸市災害対策本部の設置、組織、運営及び所掌事務は、「安芸市災害対策本部条例」、「安芸市災害対策本部運営規則」に定めるところによるが、原則として行政組織を主体に機能別に定め、その概要は別表5～6のとおりとする。

(3) 組織

ア 本部長

(ア) 本部長は、市長とする。

(イ) 本部長は、災害対策本部を総括し、所属の部員を指揮監督する。

イ 副本部長

(ア) 副本部長は、副市長、教育長、消防長とする。

(イ) 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故ある時はその職務を代理し、本部長の特命事項を処理する。

ウ 各部

(ア) 本部に総務部、厚生部、衛生部、経済部、土木部、教育部、防衛部を置く。

(イ) 各部に部長を置き、本部長の命を受け、職員を指揮監督する。

(ウ) 部に班を置き、班に班長を置く。

エ 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び各部長（部長に事故あるときは、代行者として副部長）をもって構成する。

オ 事務局

本部に事務局を置き、事務局長は危機管理課長とする。

(4) 運営

ア 本部長は、災害の規模、状況等に応じて必要と認められる場合は、災害

対策本部会議を開催する。

イ 本部会議は、各部の体制及び応急対策等必要な事項について協議する。

(5) 事務分掌

ア 災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりとする。

(ア) 気象情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

(イ) 災害応急対策の実施または民心安定上必要な広報

(ウ) 水防その他の応急措置

(エ) 被災者の救助、救護、その他の保護

(オ) 施設及び設備の応急復旧

(カ) 防疫その他の保健衛生

(キ) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持

(ク) 緊急輸送の確保及び調整

(ケ) 国その他の防災関係機関に対する災害応急対策の実施又は支援の要請

(コ) ボランティアの受入れの調整

(サ) その他災害の発生の防御または拡大の防止

イ 災害救助法が適用され、県知事から次の救助の実施を委任されたときは、市長が救助を行う。

(ア) 避難所、応急仮設住宅の設置

(イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(エ) 医療及び助産

(オ) 被災住宅の応急修理

(カ) 学用品の給与

(キ) 遺体の捜索、収容及び埋葬

(ク) 障害物の除去

(6) 防災資機材の整備・備蓄、交代要員の確保

発災当初は物資の調達が相当困難になると予想されるため、車両の燃料の確保、災害対策本部職員用の食料、寝具等の備蓄及び災害対応の長期化に伴う交代要員の確保をしておく。

(7) 配備基準と動員体制

災害の発生が予想され、又は発生した場合は、災害応急対策を的確迅速に実施するため、それぞれ平素から所要の組織及び出動体制を確立しておく。

動員にあたっては、災害の規模・種類等を考慮し、災害対策本部設置前には市長、設置後には本部長の司令により行う。

ア 配備の区分

配備体制を確立するための配備基準及び配備内容は、次のとおりとする。

区 分	配 備 の 基 準	配 備 の 内 容	動 員 の 基 準
防災担当待機 (準備体制)	安芸市に気象等警報が発表されているが、第1配備に至らないと判断されるとき。	小人員による気象等情報の収集にあたる。状況により、第1配備に移行できる体制	災害対策本部開設に即応できるよう、最小限の必要人員
第1配備 (警戒体制)	災害の発生が予想されるとき。	小人員による情報連絡活動及び警戒にあたる。状況により、第2配備に移行できる体制	各部責任者及び最小限の必要人員
第2配備 (嚴重警戒体制)	①相当規模の災害発生が予想されるとき。 ②比較的軽微な規模の災害が発生したとき。	情報の収集、講ずべき防災の手段等警戒体制をとるとともに、小災害に対処し、災害の拡大を防止する。状況によっては、支障なく第3配備に移行できる体制	各部連絡責任者、各班班長及び各班において特別に必要と認められる人員
第3配備 (非常体制)	①大規模の災害発生が免れないと予想されるとき。 ②現に甚大な災害が発生したとき。 ③その他、本部長が必要と認めるとき。	災害情報の収集に努め、必要な応急対策を実施する。事態の推移に伴い、直ちに第4配備に移行できる体制。	関係各部(班)において更に必要と認められる人員
第4配備 (緊急非常体制)	異常な大災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で第3配備では処理できないと認められるとき。	災害応急対策に市の全機能をあげて処理し、あるいは関係機関団体の応援を求めて対処できる体制。	全職員

イ 動員要領及び伝達系統

(ア) 勤務時間内

○ 配備体制の基準に該当する気象情報その他災害情報を受理したときは、事務局長は直ちに本部長に連絡するとともに、本部会議の開催、

又は関係部長と協議により、配備区分に従って配備体制をとる。

この場合には、庁内放送、電話、メール、口頭等により次の事項を明確に伝達する。

- ・ 配備の種類
- ・ 本部開設又は招集の時間
- ・ 本部の位置

○各部長は、連絡を受けた時は、直ちに関係職員に連絡し、所定の配備による事務又は業務に従事させるとともに事務局長を通じて本部長に報告する。

(イ) 勤務時間外

○当直者は、次に掲げる情報を察知したときは直ちに危機管理課長及び消防署に連絡する。

- ・ 災害が発生し、又はそのおそれのある通報が関係機関、一般市民からあったとき。
- ・ 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水、高潮又は津波警報の発令が関係機関から通報されたとき。
- ・ 前号に掲げる警報のほか、災害のおそれのある気象情報、異常現象等の通報があったとき。

○危機管理課長は、当直者から連絡を受けたときは、必要に応じて消防長及び関係課長に連絡、協議し、情報収集に努め、市長に情報報告を行い、その指示により災害対策本部の設置及び配備体制等を各部長に連絡する。

○各部長は、部所属の各班員の住所及び連絡方法を把握しておき、直ちに動員できる措置をとるものとする。この場合において、職員の配備状況の報告は、平常執務時に準じて行う。

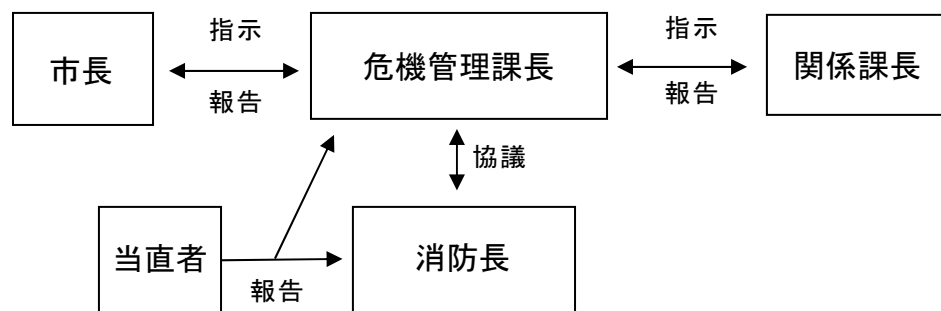
○招集は、電話、携帯電話、携帯メール、広報車等状況に応じて通知する。

・招集文、電文（携帯メール等）は、次の略文による。

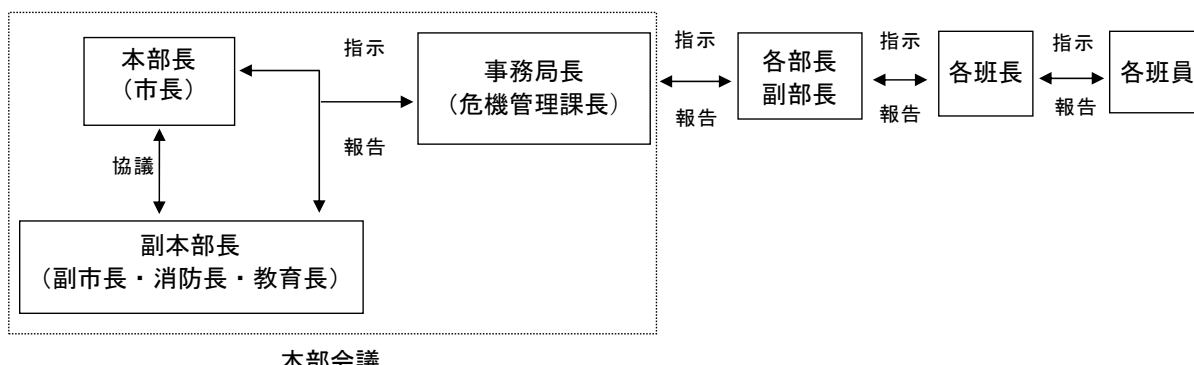
略 文	内 容
災害の危険あり。 準備のため登庁せよ。 安芸市	公共交通機関利用の通勤者はこれらを利用して登庁する。（最終便後の場合は、翌朝始発便で登庁）近距離で登庁可能な者は登庁
災害が発生した。 対策のため登庁せよ。 安芸市	
災害が発生した。 直ちに、登庁せよ。 安芸市	昼夜の別、交通機関の有無を問わず最も短時間に登庁できる方法で登庁する。

○職員は、休日又は勤務時間外において、災害の発生が予想され、又は災害が発生し、災害対策本部が設置される事態と推察されるときは、指示を待たず自らの判断により登庁し、災害対策事務に支障のないように努めなければならない。

準備体制又は初動体制における伝達系統



災害対策本部設置時における伝達系統



(ウ) 職員の応援

各部長は、自部の各班がその所掌事務を処理するにあたり職員が不足し、自部内他班の職員を動員してもなお不足するときは、応援職員要請書により本部長に要請する。ただし、緊急を要する場合は、事後提出する。この場合において、本部長は、他の部班の職員に応援を命ずる。

応 援 職 員 要 請 書									
平成 年 月 日 時 分									
災害対策本部長あて					〇〇部長 印				
期 間	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
勤務(従事)場所									
勤務(従事)内容									
必要人員									
携行品									
集合日時・場所									
その他参考事項									

2 災害通信整備計画

災害発生時に気象等の観測情報、被害情報を迅速に収集するとともに、相

互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努める。

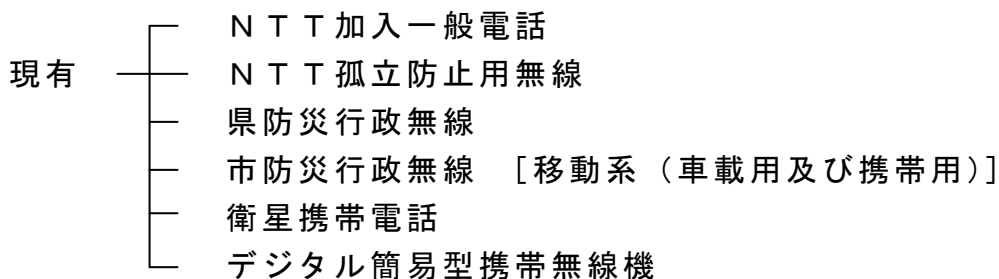
また、住民への情報提供を行う。

(1) 災害通信系統図の作成

防災計画上の災害通信系統図は、付属資料のとおりである。

(2) 災害通信施設の設備充実

ア 通信施設の整備



計画 ——— 市防災行政無線 [同報系]

イ 通信機器の維持補修

各通信機器は、常に最高の状態で使用できるよう、その保守点検に努めるものとする。また、機器に故障が生じた場合は、遅滞なく修理し活用できるよう努める。

ウ 停電時の電源確保

停電時の通信を中断なく確保するため、発電機を設置する。

エ 独自の防災情報システムの整備充実

地域住民に、正確な情報を迅速に提供できるよう、市独自の防災情報システムの構築を検討する。

3 防災担当者の人材育成

災害対応力を向上するため、職員への防災研修・訓練を実施する。

(1) 職員に対する防災研修

ア 研修の内容

(ア) 市地域防災計画、各機関の防災業務計画等

市地域防災計画が的確有効に活用されるように、その内容、運用等を周知徹底させる。また、各機関の防災業務についても把握する。

(イ) 非常参集の方法

(ウ) 気象、南海地震その他災害の特性についての知識

(エ) 過去の災害の事例

(オ) 災害関係法令等

- (カ) 防災体制と対策
- (キ) その他必要な事項

イ 実施方法

研修会の実施等

(2) 職員を対象とした防災訓練

ア 訓練の内容

- (ア) 応急対策を立案するための図上訓練
- (イ) 救急救命等必要な実技訓練
- (ウ) その他必要な事項

イ 実施方法

講習会、演習等

4 実践的な防災訓練の実施

防災関係機関相互の連携体制を確認し、住民の防災意識の向上を図るため各種の防災訓練を実施する。

現場訓練は、地域の災害特性を考慮し、可能な限り被害を想定する現地で実施する等実状に即した実践的な内容とする。

また、住民が地域で行う避難訓練等を支援する。

(1) 現場訓練実施にあたっての留意事項

- ア 地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目を選定する。
- イ 可能な限り、被害を想定する現地において実施し、各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものか検証する。

(2) 訓練の内容

ア 総合防災訓練

県、自衛隊等防災関係機関、学校、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携して総合防災訓練を実施する。

イ 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施するとともに必要に応じて消防機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施する。

ウ 水防訓練

水防関係機関は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施するとともに必要に応じて水防関係機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施する。

エ 情報収集伝達訓練

緊急時における情報の収集、伝達を的確に行うため、情報収集伝達訓練、非常通信訓練を実施する。

オ 図上訓練

(ア) 組織内での情報伝達や指揮命令系統の確認と防災関係機関相互の連携が図られるよう、図上訓練を実施する。

(イ) 応急対策能力を高めるための図上訓練（計画立案）を実施する。

カ 自主防災組織等の住民が実施する訓練

自主防災組織が地域において実施する津波避難等の訓練を支援する。

(3) 訓練の評価

訓練終了後には訓練成果を取りまとめ、課題を明確にし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(4) 防災訓練の際の交通規制

防災訓練の効率的な運営を図るため、特に必要と認めるときは、県公安委員会は、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、道路における歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

5 防災関係機関相互の連携体制

市、県等の防災関係機関は、広域的な連携及び自衛隊との連携体制の整備を図る。

(1) 広域応援体制の整備

ア 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

「緊急消防援助隊」による人命救助活動等の支援体制及び受け入れ体制の整備を図る。

イ 市町村等相互の応援体制の整備

市町村等は相互応援体制の整備を進める。

○「高知県内広域消防相互応援協定」

○「市町村災害時相互応援協定」

ウ 警察災害派遣隊の整備

県警察は、緊急かつ広域的な救助活動等を行う「高知県警察災害派遣隊」を編成・運用し、体制の整備を図る。

エ 防災関係機関の相互応援体制の整備

各防災関係機関は、相互応援の協定を締結する等平時から連携強化に努める。

(2) 市、県と自衛隊の連携

市、県と自衛隊は、おのおのの計画の調整を図り、協力関係について定

めておく等連携体制の強化を図る。

- 適切な役割分担
- 相互の情報連絡体制の充実
- 共同の防災訓練の実施

(3) 市、県と民間事業者の連携

市、県は、民間事業者等と協定締結するなどし、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

- 被災情報の整理、支援物資の管理等

第5節 災害応急対策・復旧対策への備え

災害発生時に迅速に対応するため、必要な計画、体制、施設設備等の整備等
を図るとともに、訓練を実施することにより実効性を検証する。

1 緊急物資確保対策

災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備する。

(1) 個人備蓄の推進

防災知識の広報に努め、飲料水、食糧の個人備蓄を推進する。

○一人当たり必要量の目安

- | | | |
|------|-----|-------|
| ・飲料水 | 3日分 | 6リットル |
| ・食糧 | 3日分 | |

(2) 給水体制の整備

ア 応急給水の確保（3日間の供給を可能にする。）

（ア）給水拠点の整備（水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策等）

（イ）応急給水に利用する備蓄水量（配水池、非常用貯水槽等）の確保

（ウ）パック水の備蓄

イ 供給体制の整備

給水車の配備、給水用資機材の備蓄

(3) 食糧・生活必需品の確保

ア 流通備蓄の把握

流通在庫を調査する。

イ 調達体制の整備

災害発生時の供給について事業者と協定を結ぶ等調達の体制を整備する。

ウ 備蓄品目・量の決定

- (ア) 備蓄品目・量を決定し備蓄に努める。
- (イ) 地域の特性を考慮のうえ、重要物資を選定して確保に努める。

○重要物資の例

- ・飲料水、食料
- ・粉ミルク
- ・毛布
- ・衛生用品（おむつ、生理用品）
- ・仮設トイレ

(4) 備蓄・供給体制の整備

ア 市町村の相互応援

給水の相互応援等について検討する。

イ 市と県の連携

- (ア) 市と県は連携して備蓄目標を設定する。
- (イ) 市は、供給計画を県に報告する。

ウ 市の役割

- (ア) 避難所及びその周辺で地域完結型の備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資の備蓄を進める。
- (イ) 孤立する可能性がある地区への備蓄を進める。
- (ウ) 配布計画を作成する。

エ 県の役割

- (ア) 流通備蓄の供給能力（在庫量）について定期的に調査する。
- (イ) 交通網の途絶を想定し、分散備蓄を進める。
- (ウ) 他県の備蓄量を把握し、相互応援の実施方法について検討する。
- (エ) 大規模な災害により、市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資が確実に迅速に届けられる体制の整備を図る。
- (オ) 市町村の物資集配所を把握し輸送計画を予め作成する。

オ その他の防災関係機関

- (ア) 農林水産省
玄米の備蓄
- (イ) 四国経済産業局
生活必需品などの調達体制の整備
- (ウ) 日本赤十字社高知支部
毛布、日用品などの備蓄

2 消毒・保健衛生体制の整備

災害発生後に、必要とされる消毒・保健衛生活動と、災害ゴミ及びし尿の処理体制についての整備を図る。

(1) 消毒・保健衛生体制の整備

ア 平時から災害時における消毒及び保健衛生体制の確立を図るため、次の事項について体制を整備する。

- 消毒体制
- 消毒方法
- 薬剤及び資機材の整備

イ 市は、消毒用薬剤及び資機材の災害時の調達について計画する。

(2) ごみ処理体制の整備

市は、「ごみ」処理計画を作成する。

- 被害状況に応じた「ごみ」の量の推計
- 「ごみ」の迅速な回収と処理の計画
- 災害ボランティアとの連携
- 人員、車両が不足する場合は、近隣市町村、県及び民間団体への応援要請を行います。

(3) し尿処理体制の整備

市は、し尿処理計画を作成する。

- 処理量の推計
- 仮設トイレ等の配置計画
- 回収用車両の調達等
- 人員、車両が不足する場合は、近隣市町村、県及び民間団体への応援要請を行う。